

区連会 7 月 定例会 説明資料  
令和 8 年 7 月 2 1 日  
栄区選挙管理委員会（総務課）

## 「共通投票所」制度の試行導入について【情報提供】

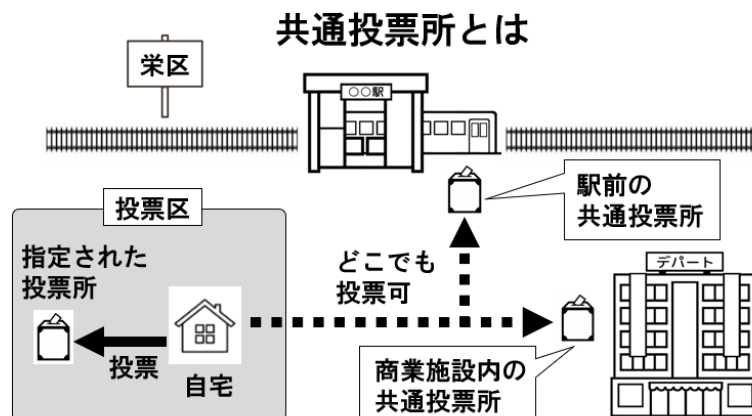
～駅前や商業施設など行きやすい場所で投票できます～

### 1 事業の趣旨

横浜市では、令和 9 年春に執行予定の統一地方選挙（市会・県会・知事）において、「共通投票所」の制度を、栄区と瀬谷区の 2 区で試行導入します。

共通投票所とは、選挙当日、栄区内にあるどの共通投票所でも投票できる、新しい投票の仕組みで、有権者の投票の機会を広げることを目的としています。

従来のように「住所によって決められた投票所」に行かなくても、ご自宅の近くや、外出・買い物ついでに立ち寄りやすい場所で投票できます。（下図イメージ）



### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 ご承知おきください。

【単位会長】 ご承知おきください。

### 3 共通投票所の設置場所について

今後、年内を目途に、区役所のほか、駅（本郷台駅、大船駅）の近くや商業施設、駐車場やバリアフリーに対応した施設など、利便性の高い場所を選定していきます。

これにあたり、これまでの投票所や投票区域の変更を伴う場合、関係地域の皆様にご説明やご意見を伺うことがありますので、ご承知おきください。

裏面あり

#### 4 共通投票所に関するよくある質問

**Q 1 共通投票所の導入で、何が便利になるのですか？**

- A 1 複数の共通投票所を選んで投票できる点で、次のような場面で便利になります。
- ・外出途中や買い物ついでに投票したい
  - ・高齢者など家族を自家用車で移動させて投票したい（※駐車場は一部施設のみ）
  - ・指定の投票所が坂の上であり不便なため、別の場所で投票したい

**Q 2 どの投票所でも自由に投票できるのですか？**

- A 2 全ての投票所が共通投票所になるわけではありません。今回の試行では、区内 28 の投票所のうち数か所を限定して共通投票所としますので、事前にご確認ください。栄区の共通投票所は、栄区の有権者であれば誰でもご利用になれますが、栄区以外の共通投票所はご利用になれません。

**Q 3 共通投票所を利用するための特別な手続きは必要ですか？**

- A 3 基本的に不要です。従来通り、ご自分宛ての「投票のご案内」を持って行けば、そのまま投票できます。「ご案内」がなくても、本人確認（住所・氏名・生年月日を口述）により投票は可能です。

**Q 4 この制度で、二重投票（複数の投票所で 2 回投票）できてしまいませんか？**

- A 4 選挙人名簿照合システムを無線ネットワークでつなぎ、どこで投票したかの記録が瞬時に反映されるため、二重投票は防止されます。

**Q 5 従来の投票所はなくなるのですか？**

- A 5 今回の試行では、従来の投票所のうちの一部を共通投票所として実施しますので、従来の投票所がなくなるわけではなく、ご自宅近くの慣れた投票所で問題なく投票できます。ただし、地域によっては、共通投票所の設置にあたり、投票所を従来の場所から別の場所へ変更することがあります。

**Q 6 どこが共通投票所になるのか、住民にどのように周知するのですか？**

- A 6 選挙が近づいてきましたら、ご自宅に郵送する「投票のご案内」、広報よこはま、栄区役所公式ホームページなどでお知らせします。

担当：栄区選挙管理委員会事務局（総務課統計選挙係）

伊藤・勝又・五十嵐 ／ 電話 045-894-8315

メール sa-toukei@city.yokohama.lg.jp